

お問い合わせ案内

お問い合わせは、下記の支払基金支部又は本部まで

(平成19年12月現在)

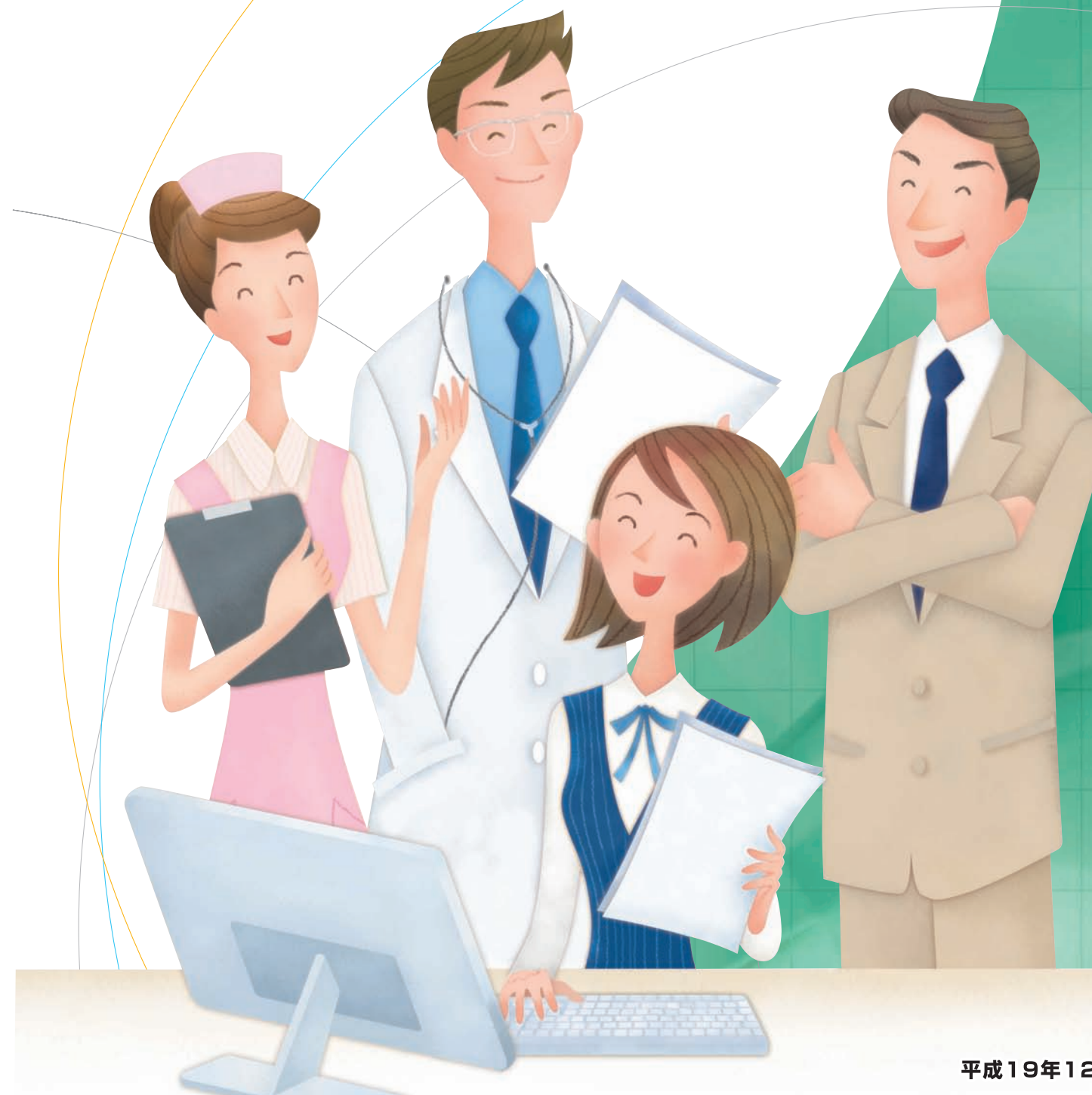
名称	所在地	電話番号
北海道支払基金	〒060-8551 札幌市中央区北7条西14-28-22	(011)241-8191(代)
青森県支払基金	〒030-8502 青森市堤町1-5-1	(017)734-7126(代)
岩手県支払基金	〒020-0883 盛岡市志家町10-35	(019)623-5436(代)
宮城県支払基金	〒983-8504 仙台市宮城野区榴岡5-1-27	(022)295-7671(代)
秋田県支払基金	〒010-8566 秋田市中通7-2-17	(018)836-6501(代)
山形県支払基金	〒990-9559 山形市鉄砲町2-15-1	(023)622-4235(代)
福島県支払基金	〒960-8555 福島市三河南町11-5	(024)531-3115(代)
茨城県支払基金	〒310-8508 水戸市末広町1-1-8	(029)225-5522(代)
栃木県支払基金	〒320-8577 宇都宮市塙田1-3-14	(028)622-7177(代)
群馬県支払基金	〒371-8502 前橋市問屋町1-2-4	(027)252-1231(代)
埼玉県支払基金	〒330-9511 さいたま市浦和区領家3-18-1	(048)882-6631(代)
千葉県支払基金	〒260-8521 千葉市中央区問屋町2-1	(043)241-9151(代)
東京都支払基金	〒171-8541 豊島区南池袋2-28-10	(03)3987-6181(代)
神奈川県支払基金	〒231-8534 横浜市中区山下町34	(045)661-1021(代)
新潟県支払基金	〒950-8567 新潟市中央区新光町11-2	(025)285-3101(代)
富山県支払基金	〒939-8214 富山市黒崎21	(076)425-5561(代)
石川県支払基金	〒920-8517 金沢市元菊町16-15	(076)231-2299(代)
福井県支払基金	〒918-8518 福井市花堂東1-26-30	(0776)34-7000(代)
山梨県支払基金	〒400-8503 甲府市湯田2-12-22	(055)226-5711(代)
長野県支払基金	〒380-8535 長野市大字鶴賀1457-44	(026)232-8001(代)
岐阜県支払基金	〒500-8740 岐阜市五坪1-1-1	(058)246-7121(代)
静岡県支払基金	〒422-8511 静岡市駿河区国吉田1-2-20	(054)265-3000(代)
愛知県支払基金	〒462-8523 名古屋市北区大曾根4-8-57	(052)981-2323(代)
三重県支払基金	〒514-8528 津市桜橋3-446-68	(059)228-9195(代)
滋賀県支払基金	〒520-0801 大津市におの浜2-2-8	(077)523-2561(代)
京都府支払基金	〒615-0054 京都市右京区西院月双町36	(075)312-2400(代)
大阪府支払基金	〒530-8327 大阪市北区鶴野町2-12	(06)6375-2321(代)
兵庫県支払基金	〒650-8528 神戸市中央区港島中町4-4-4	(078)302-5000(代)
奈良県支払基金	〒630-8529 奈良市佐保台西町114-1	(0742)71-9880(代)
和歌山県支払基金	〒640-8530 和歌山市吹上2-5-14	(073)427-3711(代)
鳥取県支払基金	〒680-8531 鳥取市扇町117	(0857)22-5165(代)
島根県支払基金	〒690-8533 松江市北田町33-1	(0852)21-4178(代)
岡山県支払基金	〒700-8533 岡山市新屋敷町2-1-16	(086)245-4411(代)
広島県支払基金	〒733-8534 広島市西区中広町1-17-30	(082)294-6761(代)
山口県支払基金	〒753-8522 山口市葵1-3-38	(083)922-5222(代)
徳島県支払基金	〒770-0866 徳島市末広2-1-25	(088)622-4187(代)
香川県支払基金	〒760-8537 高松市朝日町2-17-3	(087)851-4411(代)
愛媛県支払基金	〒791-8021 松山市六軒家町2-13	(089)923-3800(代)
高知県支払基金	〒780-8502 高知市神田593	(088)832-3001(代)
福岡県支払基金	〒812-8532 福岡市博多区美野島1-1-8	(092)473-6611(代)
佐賀県支払基金	〒840-0801 佐賀市駅前中央3-10-1	(0952)31-5510(代)
長崎県支払基金	〒852-8585 長崎市光町3-15	(095)862-7272(代)
熊本県支払基金	〒860-8533 熊本市本荘町667-1	(096)364-0105(代)
大分県支払基金	〒870-0016 大分市新川町2-5-17	(097)532-8226(代)
宮崎県支払基金	〒880-0813 宮崎市丸島町2-38	(0985)24-3101(代)
鹿児島県支払基金	〒890-8552 鹿児島市宇宿1-52-12	(099)255-0121(代)
沖縄県支払基金	〒902-8585 那覇市上間290-1	(098)836-0131(代)

社会保険診療報酬支払基金本部

特定健診・特定保健指導の 費用決済及びデータ送受信の 代行業務(支払基金) のご利用案内

〔保険医療機関、健診・保健指導機関の皆様へ〕

社会保険診療報酬支払基金



平成19年12月版

はじめに

「高齢者の医療の確保に関する法律」において平成20年4月1日から、医療保険者（以下「保険者」という。）は、被扶養者を含む40歳から74歳の加入者（被保険者及び被扶養者）に対して、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）を実施することが義務化されました。

これは、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に焦点をあてた予防医療を推進し、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされたものです。

これに基づき平成20年度から、従来の住民健診等が「特定健康診査」に代わり、新たに「特定保健指導」の保健事業が始まりますが、医療機関をはじめ、健診専門機関、保健事業者（以下「健診等機関」という。）が保険者と受託契約を結んだ場合、当該保険者の対象者への特定健診等は現物給付が主となります。また特定健診等の結果データは電磁的記録で保険者へ報告することとなります。

支払基金では、健診等機関及び保険者双方が特定健診等を円滑に実施できるよう、これまで培ってきた診療（調剤）報酬の請求・支払のノウハウとインフラを活用し、健診等機関の請求・支払及びデータ授受に関する業務を支えます。

このパンフレットでは特定健診等に係る支払基金の役割を中心に編集していますが、特定健診等についてより詳しくご理解いただくために、厚生労働省が作成した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の該当の項目番号を「※」印の後に記載していますので、併せてご覧ください。

(例: 6.集合契約/6-1集合契約とは/6-1-1背景・必要性→※6-1-1)

厚生労働省のホームページに公開されている特定健診等の主な資料

- 基本的なルール・枠組み等を整理したもの
「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03d.html>
- 特定健診・特定保健指導の具体的実施内容及び実施方法等を整理したもの
「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」
「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）―概要―」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu>

1 これまでの主たる健診との相違点



平成19年度までは、市町村もしくは市町村の国保部門が40歳以上の住民に対して、老人保健法に規定する基本健康診査（住民健診・一般健診）を行っていましたが、平成20年度以降はこの部分が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査に代わります。また、新たに特定保健指導の実施が保険者の義務となったことも大きな変更点です。

従来の基本健康診査は住民に対して自治体を実施するもので、実施を委託（アウトソーシング）された医療機関及び健診等機関は、その実施費用は市町村に請求していましたが、特定健診等では実施者は保険者となりますので、その費用は受診者・利用者の加入する保険者に請求することとなります。(※2-2-3、1-2-1及び1-3-1)

特定健康診査の項目	
必須項目	詳細な健診の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■質問票（服薬歴、喫煙歴等） ■身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ■理学的検査（身体診察） ■血圧測定 ■血液検査 	<ul style="list-style-type: none"> ■心電図検査 ■眼底検査 ■貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） <small>(注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施</small>
<ul style="list-style-type: none"> ＜脂質検査＞中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール ＜血糖検査＞空腹時血糖又はHbA1c ＜肝機能検査＞GOT、GPT、γ-GTP ■検尿（尿糖、尿蛋白） 	

標準的な保健指導	
動機づけ支援	<ul style="list-style-type: none"> 一人20分以上の個別支援 or 1グループ80分以上のグループ支援 ●生活習慣改善の必要性、社会資源の有効活用、体重・腹囲の計測方法について説明 ●栄養・運動等の生活習慣改善に必要な実践的な指導 ●対象者とともに行動目標・行動計画の作成、評価時期の設定 6ヶ月後の評価:変化が見られたか確認
積極的支援	<ul style="list-style-type: none"> 初回時の面談内容は動機づけ支援と同様 3ヶ月以上の継続的な支援 支援A:積極的支援タイプ(実践的な指導、再アセスメント、中間評価等) 支援B:励ましタイプ(行動計画維持のための応援、励まし) 6ヶ月後の評価:変化が見られたか確認

2 登録と基本情報の公開

保険者からの委託を受けて特定健診等を実施するためには、国から示された委託基準を満たしていることと併せて、健診等機関としての登録及び健診等機関番号が必要です。

(※5-1-2、5-1-3及び5-6-1)

登録は支払基金で受け付けています。届出用紙は、支払基金のホームページ又は都道府県の支払基金で取得し、必要事項を記入の上、貴機関の所在する都道府県の支払基金へ提出して下さい。登録に係る費用は、無料です。

(※5-6-2)

なお、この登録は健診等機関として登録されただけで、保険者等との特定健診等に係る委託契約は別途行う必要があります。

●届出の種類と健診等機関番号の付与について

特定健診・特定保健指導機関届（保険医療機関）

都道府県番号 + 1 + 7桁の医療機関番号 の10桁の数字が健診等機関番号になります。例) 1311234567

特定健診・特定保健指導機関届（保険医療機関以外）

支払基金で番号を付番し、後日「決定通知書」にて連絡します。こちら10桁の数字となります。

●基本情報の公開

届出に係る以下の項目については、当該届出書の欄外に記載されているとおり、提出される機関の同意を得たものとして支払基金のホームページで公開します。(※5-2-1)

公開する情報

- ①機関番号 ②機関名 ③機関所在地・郵便番号・電話番号
- ④ホームページアドレス ⑤経営主体

●ホームページアドレスについて

健診等機関は、運営についての重要事項に関する規程を定め、その概要を保険者及び受診者等が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）を通じて、幅広く周知する必要がありますので、支払基金では届出を受けたホームページアドレスを公開することとしています。(※5-5-1)

自らホームページを開設していない場合は、所属する団体やグループ等のページ、民間のレンタルスペース等、どこに掲載しても構いません。また、院内掲示でも構いませんが、その場合は、保険者及び受診者等から規程の概要について照会があれば個々に対応することが必要になります。

なお、国立保健医療科学院のホームページに無料の掲載場所が設けられていますので、その場を借りて重要事項に関する規程を公開することができ、その場合、届出書には登録した国立保健医療科学院のホームページアドレス (<http://kenshin.niph.go.jp/kenshin/>) を記入することとなります。(※5-5-3)

●口座情報等について

届出用紙の「⑦請求者名」以降の欄は、特定健診等の費用を支払基金に請求する予定がある場合に記載して下さい。なお、他の代行機関へ費用を請求する予定がある場合はそれぞれの代行機関への届出が必要になります。

3 集合契約の仕組みと代行機関としての支払基金の位置づけ

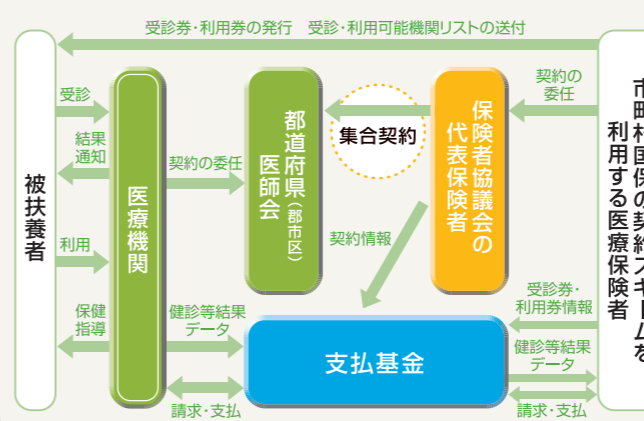
特定健診等の受診・利用の利便性を図るとともに、委託契約、保険者と健診等機関の決済業務及びデータ処理業務の複雑化を防止するため、特定健診等は原則「集合契約」の枠組みの中で実施されます。

集合契約とは、健診等機関と被用者保険の保険者が、それぞれ集まり、契約当事者の一方もしくは両方がグループとなって、包括的な契約を結ぶことです。これにより健診

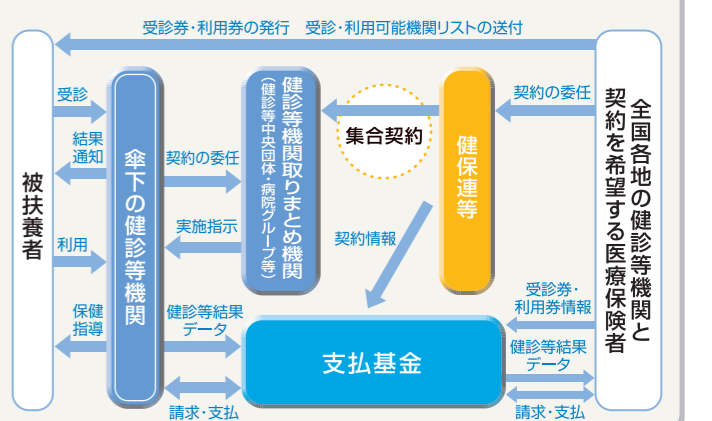
等機関は、多数の保険者個々に費用の請求や、データの送付・送信をする必要がなくなり、事務負担の軽減になると同時に、より多くの保険者から委託を受けることができるというメリットがあります。(※6-1-1)

集合契約の種類には、グループの作り方でさまざまなパターンがありますが、主に次の2つのパターンがあります。

●市町村国保の契約スキームを利用する場合



●健診等機関の全国組織と契約する場合



4 受診券・利用券の記載内容と窓口での取扱い及び請求方法

健診等機関が集合契約に参加した場合は、窓口で契約保険者の有無の確認や保険者への請求額（契約単価から窓口徴収額を差し引いた額）の確定等が必要です。そのため保険者が特定健診等の対象者に配布する「特定健康診査受診券」、「特定保健指導利用券」は必ず確認して下さい。（※6-4-2）
受診券・利用券には有効期限、実施内容及び窓口での徴収金額等の情報が記載されています。

●受診券

例 特定健康診査受診券

2008年4月10日交付

受診券整理番号 ○○○○○○○○○○
受診者の氏名 キキンハナコ
性別 2 女
生年月日 昭23年9月1日
有効期限 2008年7月31日
健診内容 ・特定健康診査
・その他()

窓口での自己負担

特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担 20 %
特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	保険者負担上限額 1,000 円
その他(追加項目)	負担額又は負担率	
その他(人間ドック)	負担額又は負担率	
	負担額又は負担率	
	保険者負担上限額	

保険者所在地 〒 - -
保険者電話番号 ○○○○健康保険組合
保険者番号・名称 ○○○○健康保険組合

契約とりまとめ機関名 ○○○○○○
支払代行機関番号 ○○○○○○
支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

(はがきサイズ)

特定健診等に係る保険者の委託基準として、「保険者へ提出する健診等結果情報は電磁的記録による」とされていますので、支払基金にも電子データで請求することになります。（※5-1-2及び5-1-3）

健診等結果データ及び費用に関する情報（以下「請求ファイル」という。）の記録方法（フォーマット）は国が定める電子的な標準様式に準拠したものになります。国が定める電子的な標準様式は、厚生労働省のホームページや健診データの電子的管理の整備に関するホームページ（<http://tokuteikenshin.jp>）で確認して下さい。（※7-1-2）

支払代行機関名欄が「社会保険診療報酬支払基金」と記載されている場合は、健診等機関の所在する都道府県の支払基金に請求することになります。

なお、窓口では必ず「被保険者証」で本人確認を行い、受診券・利用券との照合等の確認が済んだ上で健診・保健指導の実施をお願いします。（※5-4-5）

●利用券

例 特定保健指導利用券

2008年9月10日交付

利用券整理番号 ○○○○○○○○○○
特定健康診査受診券整理番号 ○○○○○○○○○○
受診者の氏名 キキンハナコ
性別 2 女
生年月日 昭23年9月1日
有効期限 2009年3月31日
特定保健指導区分 ○○○○支援

窓口での自己負担

負担額又は負担率	
保険者負担上限額	10,000 円

(原則、特定保健指導開始時に全額徴収)

保険者所在地 〒 - -
保険者電話番号 ○○○○健康保険組合
保険者番号・名称 ○○○○健康保険組合

契約とりまとめ機関名 ○○○○○○
支払代行機関番号 ○○○○○○
支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

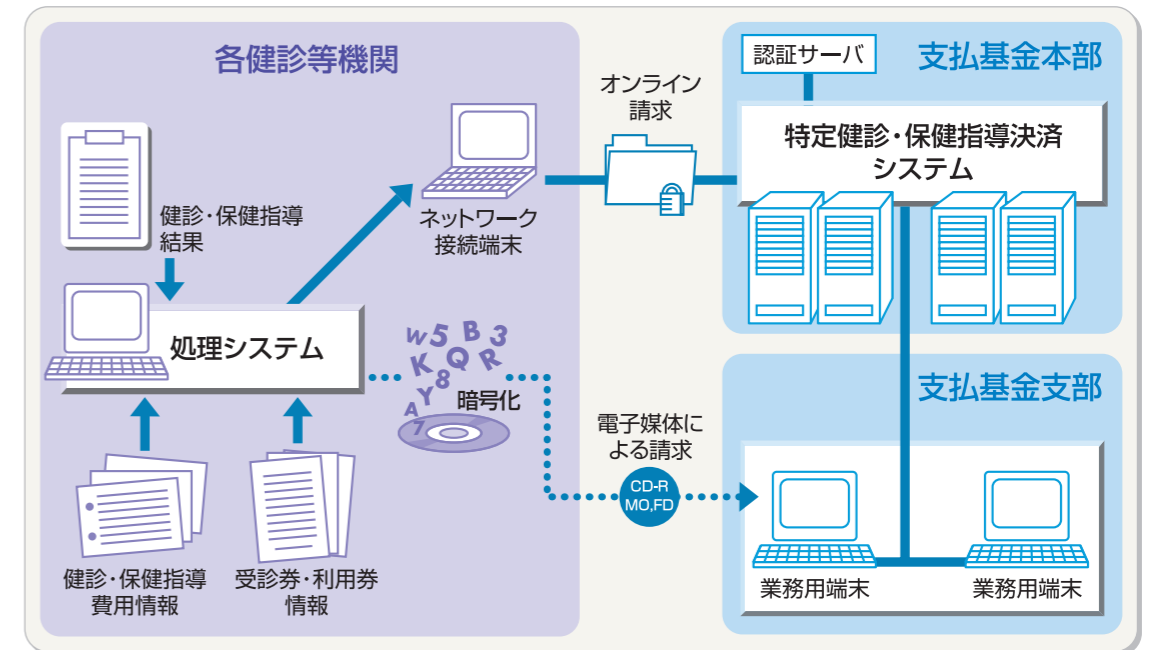
(はがきサイズ)



5 請求ファイルの送付方法

請求ファイルの送付方法は、電子媒体（CD-R、MO、FD）を提出するか、ISDN、IP-VPNの専用閉域網回線もしくはインターネット（オンデマンドVPN）を使用して送信（以下「オンライン請求」という。）するかのいずれかになります。
個人情報保護の観点から、電子媒体による請求の場合は、

代行機関がファイルの暗号化等の情報保護対策を講じることとなっています。支払基金では、機関届の「①請求形態欄」で電子媒体（CD-R、MO、FD）にチェックをされた健診等機関に暗号化ソフトキットを送付しますので、操作手順書に従い暗号化した請求ファイルを作成して下さい。（※8-3-1）



請求ファイルの送付・送信に必要な設備等は次のとおりです。

■電子媒体による請求の場合

①請求ファイル作成ソフト

フリーソフトが提供される予定となっています。このソフトに関する情報は前述の健診データの電子的管理に関するホームページ（<http://tokuteikenshin.jp>）で確認して下さい。

また、医療事務ソフトメーカー等も請求ファイル作成ソフトを販売しています。詳しくはメーカーへお問い合わせ下さい。

②暗号化ソフト：支払基金が用意します。

【動作環境】

- OS：
 - Windows Vista
 - WindowsXPsp2
 - Windows2000sp4
 - Debian GNU3.1
 - Linux Kernel2.6
 - Turbolinux10 Desktop
 - Linux Kernel2.6

CPU:PentiumⅢ 互換プロセッサ 600MHz 以上 (推奨 1GHz以上)
メモリ:512MB 以上 (推奨 1GB以上)

HDD必要容量

<インストール時> 50MB (推奨 1GB以上)
<作業領域> 処理対象データ量に依存

■オンラインによる請求の場合

①請求ファイル作成ソフト：電子媒体による請求と同じです。

②ネットワーク回線接続の申し込み

通信事業者へ次のいずれかのネットワーク回線接続の申し込みをお願いします。

- ・閉域網を利用したIP-VPN接続（アクセス回線）
- ・ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続
- ・インターネット（オンデマンドVPN）

（インターネットによる接続方法については、請求ファイルが個人情報であることに鑑み、セキュアネットワークとしてオンデマンドVPNを採用する方向で検討しています。詳細は別途お知らせします。）

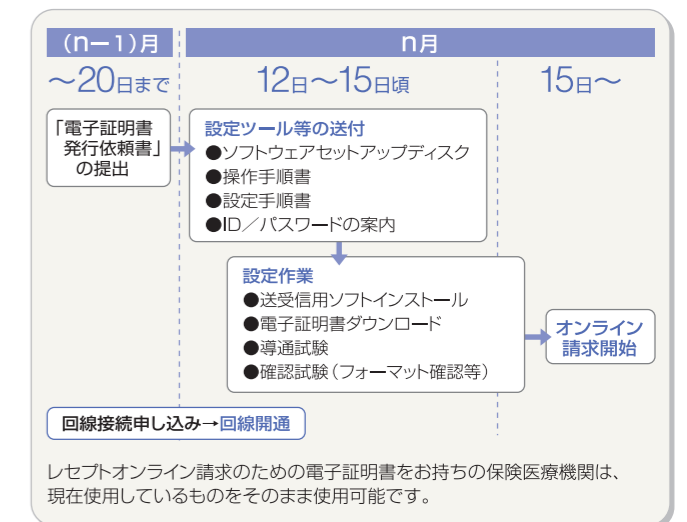
③データ送受信用パソコン

【動作環境】

- OS：
 - Windows Vista
 - WindowsXPsp2
 - Windows2000sp4
 - Debian GNU3.1
 - Linux Kernel2.6
 - Turbolinux10 Desktop
 - Linux Kernel2.6
- ブラウザ：
 - Internet Explorer7
 - Internet Explorer6.0sp2
 - Internet Explorer5.5sp2
 - Mozilla Firefox (Ver2.0)
 - Mozilla Firefox (Ver2.0)

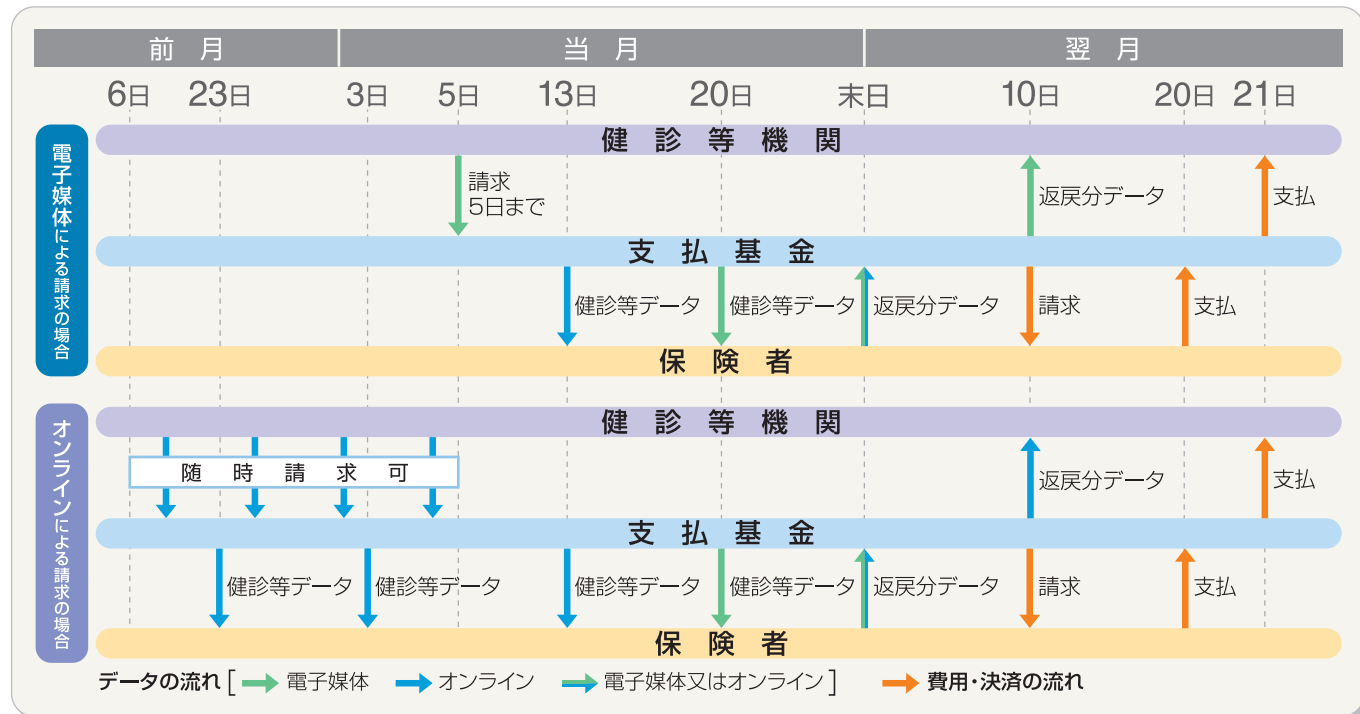
④電子証明書（有効期限3年 発行料4,000円）

「電子証明書発行依頼書」をオンライン請求を開始する月の前月の20日までに提出して下さい。翌月の月上旬に設定ツールを送付します。



レセプトオンライン請求のための電子証明書をお持ちの保険医療機関は、現在使用しているものをそのまま使用可能です。

6 支払基金における業務処理のサイクル



※この頁での「前月」、「当月」、「翌月」の定義は以下のとおりです。前月：健診等実施月、当月：支払基金処理月、翌月：決済月

(1) 受付日

請求形態	受付日
CD-R、MO、FD	毎月5日までに提出して下さい。土日・祝日の場合は、翌営業日までに提出して下さい。
オンライン	随時受け付けます。前月6日～当月5日までに受け付けた分を決済単位として処理します。

(2) 事務点検

定められた様式により正しく必要な情報が記載されているか、また請求金額等が契約内容、受診券・利用券情報と一致するか確認します。

(3) 被保険者資格の確認

保険者へ健診等データを送付・配信し、保険者が被保険者資格の確認等を行います。

(4) 返戻データの送付・送配信

保険者が受理した健診等データのうち健診等機関へ返戻照会が必要なデータは月末に支払基金へ送付・送信されます。翌月の10日頃に支払基金から健診等機関へ送付・配信します。

(5) 請求・支払計算

返戻分を除く保険者への請求金額・健診等機関への支払金額を計算します。

(6) 保険者への請求

支払基金から保険者へ翌月10日に(5)で確定した金額を請求します。それを受けた保険者は翌月20日までに支払基金へ支払います。

(7) 健診等機関への支払

健診等機関へ(5)で確定した金額を診療報酬と同様、原則翌月21日に振り込みます。

7 健診等機関へ送付又は配信する帳票

送付日又は配信日		名称	内容
電子媒体	オンライン		
当月 10日頃	随時	特定健診・特定保健指導データ受領書	支払基金で受領した件数をお知らせします。
		特定健診・特定保健指導受付エラー連絡書	支払基金で受付処理を行った際、データに記録条件不備等のエラーがあった場合、エラーの内容等をお知らせします。
翌月 10日頃	翌月 10日頃	特定健診・特定保健指導支払総括票	支払確定額の内訳をお知らせします。
		特定健診・特定保健指導返戻過誤調整内訳書	返戻・過誤データの内訳、返戻理由、金額等をお知らせします。
		特定健診・特定保健指導補正結果内訳書	データの補正を行った理由、箇所及び内容をお知らせします。

※この頁での「前月」、「当月」、「翌月」の定義は以下のとおりです。前月：健診等実施月、当月：支払基金処理月、翌月：決済月

8 セキュリティ対策

支払基金では、高度な個人情報を取扱うこととなるため、以下のセキュリティ対策を予定しています。

(1) 電子媒体による請求の場合

暗号化しセキュリティを確保します。なお、暗号化ソフトは支払基金から送付します。

(2) オンラインによる請求の場合

国が定めている「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に沿ったセキュリティ対策を講じる予定です。

- 電子証明書による認証
- ユーザIDによる認証
- 暗号化通信

※現行のオンライン請求のセキュリティ対策は、支払基金ホームページをご覧ください。

9 健診等機関の準備スケジュール(概略)

	平成19年度							平成20年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
健診等機関 共通事項	ホームページ等で運営等に関する規程を公表								
	支払基金へ健診等機関届の提出 → (健診等機関番号の決定) → 支払基金のホームページ上での基本情報の公開								
	健診等実施体制及び事務処理システムの整備(現行システムの改修 or フリーソフト等の導入)							特定健診等の請求開始	
市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の場合	地域医師会等と市町村国保との委託料等についての交渉		仮契約(委託料の決定)		契約準備		本契約		
全国組織の健診等機関における集合契約の場合	健診等機関の取りまとめ団体と保険者の取りまとめ団体との委託料等についての交渉		仮契約(委託料の決定)		契約準備		本契約		
個別契約の場合	保険者と委託料等についての調整		仮契約(委託料の決定)		契約準備		本契約		

Q&A おたずねに答えて

Q 健診専門機関だが、支払基金で付番された健診等機関番号はどうやって通知されるのか？

A 支払基金において付番した健診等機関番号は、機関届受理後、およそ1か月で貴機関への登録結果の通知をします。(平成20年4月以降は2週間程度で通知します。)

Q 機関届については支払基金へいつまでに届け出なくてはならないのか？

A 請求を開始する月の前々月の20日までに届け出て下さい。

Q 眼科の保険医療機関だが、健診等機関から眼底検査のみ委託され実施しようとする場合、機関届の提出は必要か？

A 保険者と委託契約を結び、特定健診全体の統括・管理、請求ファイル作成を行う健診等機関から、眼底検査のみ貴院に再委託される場合は、貴院からの機関届の提出は必要ありません。

Q 支払基金から健診等機関へ照会する主な事項とは？

A 受診券・利用券番号の漏れ等単純な入力ミスについての照会が中心と思われます。

Q 支払基金は、健診等データをどのようにチェックするのか？

A 特定健診に係る検査項目漏れ、契約条件に基づく全体の費用負担額の事務チェックを行います。内容にわたる点検や審査は行いません。

Q 人間ドックについて、支払基金での代行処理はどうなるのか？

A 支払基金では特定健診と人間ドック両者を含めて処理し、現物給付を可能とすることとしていますので、併せて支払基金へ請求して下さい。人間ドックの場合は保険者負担額の上限のみチェックし、費用決済を行います。

